

令和8年度 飯田版ZEH普及促進事業補助金 提出書類チェックリスト

申請者氏名:

凡例（添付した書類、該当する選択項目にレ点を記入してください。）

□:必須	△:他の提出書類で兼ねる場合以外は必須	☆:その他
○:該当する場合は必須	◇:補助金額の算定対象となるため該当する場合は必須	

[共通必須]

	書類
<input type="checkbox"/>	交付申請書
<input type="checkbox"/>	提出書類チェックリスト(この紙)
<input type="checkbox"/>	周辺の主要施設からの方位・距離がわかる見取図 ※住宅地図の写しなど。
<input type="checkbox"/>	施工事業者と契約を締結したことがわかる書類 ※工事請負契約書の写しなど。 ※追加工事などによる変更契約や追加契約があったときは、その契約に係る書類を含みます。
<input type="checkbox"/>	工事に係る費用の総額および内訳がわかる書類 ※見積書、内訳書の写しなど。
<input type="checkbox"/>	工事に係る費用の支払を証明する書類 ※領収書の写しなど。 ※契約金額と一致していることを確認してください。
<input type="checkbox"/>	竣工時の住宅の全景および室内の写真
<input type="checkbox"/>	検査済証(建築基準法第7条第5項)の写し
<input type="checkbox"/>	計算者の住宅省エネルギー設計技術者講習修了書等の写し
<input type="checkbox"/>	外皮平均熱貫流率(U _A 値)計算書
<input type="checkbox"/>	一次エネルギー消費量計算書
<input type="checkbox"/>	飯田版ZEH仕様CO ₂ 削減量換算シート
<input type="checkbox"/>	飯田市産材等利用促進住宅補助金確定通知の写し ※非該当・未確定の場合は▽を添付してください。
▽	<飯田市産材等利用促進住宅補助金の対象である場合> 飯田市産材等利用促進住宅補助金交付申請書および添付書類ならびに交付決定通知の写し
▽	<飯田市産材等利用促進住宅補助金の対象であって申請書に添付したものに変更があった場合> 木材使用量算出表
▽	<飯田市産材等利用促進住宅補助金の対象でない場合> 使用した木材の量および南信州産材の使用割合がわかる書類
▽	使用した木材が南信州産木材であることを証する出荷証明書
▽	信州木材認証製品出荷証明書またはこれに代わる書類
▽	南信州産材が使用されていることがわかる屋根の工事の完了時の住宅の全景および室内の写真

[任意]

○	<p><交付申請前のおおむね1週間以内に金融機関窓口、コンビニエンスストア、自治振興センター窓口などで納付した市税がある場合(任意)></p> <p>直近に納付した市税の領収書の写し</p> <p>※市税の納付状況を調査する際に納税課へ提供し、調査時点で金融機関等から納税課に納付情報が届いていない場合に参照します。</p> <p>※納期限が到来している市税の納付状況が確認できない場合、市税完納証明書(発行手数料300円)の提出を求めています。</p>
---	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

[選択必須 少なくともいずれか一方]

◇市内の設計業者による設計

△	設計に係る契約書の写し
△	設計に係る費用の総額および内訳がわかる書類(見積書、内訳書の写しなど)
△	設計に係る費用の支払を証明する書類(領収書の写しなど)
○	<p>設計業者の登記事項証明書</p> <p>※現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書に限ります。</p>

◇市内の建築業者による施工

○	<p>建築業者の登記事項証明書</p> <p>※現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書に限ります。</p>
---	---------------------------------------------------------

[選択 いずれか1つ以上 ◇は補助金額の算定対象となるため該当する場合は必須]

☆地域の建築材料の使用(木材以外)

○	建築材料および使用量が確認できる書類
○	建築材料が飯田市内で製造または採取されたことを確認できる書類
○	竣工時(竣工時に撮影が困難なものは当該箇所の施工直後)の対象となる建築材料の使用状況がわかる写真

◇日射を有効に遮る庇の設置

○	方位を記載した配置図
○	方位を記載した各階平面図
○	記載された寸法および算定式から基準を満たす庇であることが確認できる立面図または断面図
○	竣工時の対象となる庇の設置状況がわかる写真

☆庇以外の日射遮へい手法の活用

○	方位を記載した配置図
○	方位を記載した各階平面図
○	立面図または断面図
○	手法および遮へい効果が確認できる書類

◇居室における通風経路の確保

○	記載された通風経路および算定式から基準を満たす部屋であることが確認できる各階平面図
○	寸法、種類および有効開口が記載された建具表
○	竣工時の対象となる部屋の通風経路の各開口部の状況がわかる写真

☆雨水タンクの設置

○	飯田市雨水貯留浸透施設設置補助金確定通知の写し ※未確定の場合は▽を添付してください。
▽	飯田市雨水貯留浸透施設設置補助金交付申請書および添付書類の写し
▽	設置箇所を明示した配置図
▽	設置箇所の設置前後の写真
▽	設置工事に係る費用の支払を証明する書類(領収書の写しなど)
▽	雨水貯留浸透施設の維持管理に関する協定書の写し

◇HEMSの設置

△	設置に係る工事請負契約書の写し
△	設置に係る費用の総額および内訳がわかる書類(見積書、内訳書の写しなど)
△	設置に係る費用の支払を証明する書類(領収書の写しなど)
○	設備の型式および設置箇所がわかる写真
○	型式、台数および管理系統の範囲を明示した系統図

◇太陽光発電設備の設置

△	設置事業者と契約を締結したことがわかる書類(工事請負契約書の写しなど)
△	設置に係る費用の総額および内訳がわかる書類(見積書、内訳書の写しなど) ※太陽光発電設備を構成する機器、部品、材料等および工事ごとの費用の内訳がわかるもの。 ※住宅の新築工事等と併せて契約した場合は、契約書の記載金額のうち本事業の対象経費の金額がわかるもの、および上記内訳がわかるものの両方が必要です。
△	設置に係る費用の支払を証明する書類(領収書の写しなど)
○	太陽光発電設備の型式および定格出力ならびにパワーコンディショナー(PCS)の型番および定格容量がわかる書類 ※カタログ、ウェブページの写しなど。
○	太陽光パネルおよびパワーコンディショナー(PCS)の設置位置を図示した図面 ※太陽光パネルの型式、設置枚数、定格出力およびその合計値ならびにパワーコンディショナー(PCS)の型番および定格容量を明示すること。
○	太陽電池パネルの設置状況がわかる写真 ※設置した太陽電池パネルがすべて写っているもの。 ※複数枚の写真に分けて構いません。
○	パワーコンディショナー(PCS)の設置状況がわかる写真
○	パワーコンディショナー(PCS)の型番がわかる写真

◇蓄電システムの設置

△	設置事業者と契約を締結したことがわかる書類(工事請負契約書の写しなど)
△	設置に係る費用の総額および内訳がわかる書類(見積書、内訳書の写しなど) ※蓄電システムを構成する機器、部品、材料等および工事ごとの費用の内訳がわかるもの。 ※住宅の新築工事等と併せて契約した場合は、契約書の記載金額のうち本事業の対象経費の金額がわかるもの、および上記内訳がわかるものの両方が必要です。
△	設置に係る費用の支払を証明する書類(領収書の写しなど)
○	蓄電システムのパッケージ型番、パッケージを構成する蓄電池の型番および蓄電容量(定格容量)ならびにパワーコンディショナー(PCS)の型番および定格容量がわかる書類 ※メーカーのカatalog、ウェブページの写しなど。
○	蓄電システムの設置状況がわかる図面 ※蓄電池の型番、台数、設置位置および最大蓄電容量ならびにパワーコンディショナー(PCS)の型番および定格容量を明示すること。
○	蓄電システムの設置状況がわかる写真
○	蓄電システムのパッケージ型番または蓄電池の型番がわかる写真
○	<蓄電システムにパッケージ型番が記載されていない場合> パワーコンディショナー(PCS)の型番がわかる写真
○	<太陽光発電設備所有者が申請者以外の場合> 太陽光発電設備所有者の同意書(様式あり)

◇太陽熱温水器の設置

△	設置事業者と契約を締結したことがわかる書類(工事請負契約書の写しなど)
△	設置に係る費用の総額および内訳がわかる書類(見積書、内訳書の写しなど)
△	設置に係る費用の支払を証明する書類(領収書の写しなど)
○	設備の型番がわかる書類 ※メーカーのカatalog、ウェブページの写しなど。
○	設備の型番がわかる写真
○	集熱器の設置状況がわかる写真
○	貯湯タンクの設置状況がわかる写真

◇ペレットストーブ・ペレットボイラー・薪ストーブ・薪ボイラー・竹ボイラーの設置

ペレット	薪・竹	書類
△	△	設備の購入に係る費用の総額および内訳がわかる書類(見積書、内訳書の写しなど)
△	△	設備の購入に係る費用の支払を証明する書類(領収書の写しなど)
○		長野県産ペレットの燃料供給に係る協定書の写し ※様式は自由ですが、参考様式があります。 ※協定期間が翌年度の初日から起算して3年を超えるよう、協定期間の末日は令和12年3月31日よりも先の日付としてください。
○	○	機器の機種名がわかる書類 ※メーカーのカatalog、ウェブページの写しなど
○	○	機器の設置状況がわかる写真
○	○	室外吸排気筒または煙突の設置状況がわかる写真